

ちょっと気になるデータ解説

高年齢者雇用を可能にする制度の現状

平成 18 年 4 月に施行された改正高年齢者雇用安定法 (1) に伴い、65 歳まで働くことを可能にする環境づくりが進んでいる。ここでは、定年制をはじめとする企業の制度面の現状をみるとともに、高年齢者の雇用実態についても紹介したい。

制度面に関しては、多くの企業において主流となっている定年制と、定年後の雇用に関する措置の現状を確認する。厚生労働省が本年 11 月に発表した「平成 21 年就労条件総合調査」(2) の定年制に関する調査結果によると、定年制を定めている企業数割合は 91.8% (前年 94.4%) であり、定年制を定めている企業に対する「一律に定めている」企業数割合は 98.5% (同 98.4%)、「職種別に定めている」企業数割合は 1.1% (同 1.1%) となっている。

本調査は平成 19 年まで、対象が「本社の常用労働者が 30 人以上の民営企業」であったため、これを対象として集計した結果で、年齢の制限がない「定年制を定めていない企業数割合」をみると、同 17 年の 4.7% から、同 21 年には 7.3% へと 2.6 ポイント上昇している。

一律定年制を定めている企業の中で、定年年齢を 60 歳としている企業は、「本社の常用労働者が 30 人以上の民営企業」を対象とした場合、平成 17 年に 91.1% だったのが、同 21 年には 82.5% に低下している。これに対し、定年年齢を 63 歳以上としている企業は、7.1% (同 17 年) から 16.0% (同 21 年) に、定年年齢を 65 歳以上としている企業を集計した場合も、6.2% (同 17 年) から 13.5% (同 21 年) へとそれぞれ上昇している。

一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度あるいは再雇用制度 (いずれか一方、または両方) がある企業は平成 21 年で 90.1% だった (対象は常用労働者が 30 人以上の民営企業)。制度別では、「勤務延長制度のみ」の企業数割合が 11.3%、「再雇用制度のみ」が 64.6%、「両制度併用」が 14.2% となっている。

なお本誌では、改正高年齢者雇用安定法が定める高年齢者雇用確保措置の実施企業の状況 (厚生労働省集計) について、52 ページで紹介している。

本年 8 月発表の、厚生労働省実施「平成 20 年高年齢者雇用実態調査」(3) の結果からは、事業所における雇用実態を把握することができる。平成 20 年には、60 歳以上の労働者を雇用している事業所割合は 59.4% で、平成 16 年高年齢者就業実態調査 (以下、前回調査) 時と比べて 8.9 ポイント上昇した。年齢別にみると、このうち 60～64 歳の労働者を雇用している事業所割合は 50.2% (前回調査 41.3%)、65～69 歳の労働者を雇用している事業所割合は 26.9% (同 22.5%)、70 歳以上の労働者を雇用している事業所割合は 15.6% (同 13.1%) だった (表)。

次に事業所の全常用労働者に占める高年齢労働者の割合をみると、60 歳以上の労働者割合は 10.0% (前回調査 7.6%) で、前回調査と比べ 2.4 ポイント上昇している。年齢別では、60～64 歳の労働者割合が 6.5% (同 4.9%)、65～69 歳の労働者割合は 2.5% (同 1.9%)、70 歳以上の労働者割合は 1.0% (同 0.8%) といずれも前回調査と比べ上昇している。このように、60 歳以上の高年齢者層の雇用が進んでいることが、データからも読み取れる。

表 高年齢労働者を雇用している事業所割合

単位：%

	事業所総数	55～59歳の労働者を雇用している事業所	60歳以上の労働者を雇用している事業所	60～64歳の労働者を雇用している事業所	65～69歳の労働者を雇用している事業所	70歳以上の労働者を雇用している事業所
総数	100.0	61.9	59.4	50.2	26.9	15.6
平成16年*	100.0	58.4	50.5	41.3	22.5	13.1

*平成16年の値は、同年の高年齢者就業実態調査結果による。

資料出所：厚生労働省「平成20年度高年齢者雇用実態調査」

(調査・解析部 主任調査員 吉田和央)

- (1) 事業主は、雇用する高年齢者の 65 歳までの安定した雇用の確保のため、定年の定めの廃止、定年の引上げ、継続雇用制度の導入 (「高年齢者雇用確保措置」) のいずれかの措置を講じなければならない (法第 9 条第 1 項)。なお、定年の引上げ、継続雇用制度の義務年齢は、年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成 25 年 4 月までに段階的に引上げられる。平成 21 年 4 月以降に 60 歳定年を迎える労働者については、65 歳までの雇用を確保するための条件整備が求められるスケジュールとなっている。
- (2) 就労条件総合調査は、賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度、退職給付制度、定年制等の中から毎年テーマを絞って実施している。毎年 1 月 1 日現在の状況を調査し、平成 21 年調査では、対象は日本標準産業分類に基づく 15 大産業 (平成 19 年 11 月改訂) に属する常用労働者が 30 人以上の民営企業から抽出している (調査対象数 6,147、有効回答数 4,321、有効回答率 70.3%)。
- (3) 高年齢者雇用実態調査は、日本標準産業分類に基づく 14 大産業 (平成 14 年 3 月改訂) に属する 5 人以上の常用労働者を雇用する民営事業所から抽出した事業所を対象として実施された (調査対象数 9,704 事業所、有効回答数 6,465 事業所、有効回答率 66.6%)。対象時期は、平成 20 年 9 月 1 日現在。過去には、共通の設問を含む事業所調査が「高年齢者就業実態調査」として実施された (最近では平成 16 年に実施)。